

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	避難生活や被災生活を送る
施策	避難所の設置、運営
時間軸	応急～復旧
内容	<p>災害により、被害を受け、又は受ける恐れがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。 避難所は、学校や公民館など既存の建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設物等を仮設し、又は、天幕を借り上げて設置する。</p> <p>(避難所の選定基準) ・耐震構造を有するなど安全な建物であること ・避難者一人あたりの面積が、概ね 2㎡以上であること ・水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること</p>
実施主体、県の役割等	<p>(市町村) ・避難所の指定、開設、運営 (県) 市町村が行う避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備の支援</p>
法体系	<p>災害救助法 ・災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度の大規模なものであるときに実施される。応急救助は、国の責任において行うこととされており、都道府県知事が国の機関として応急救助を実施し、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。 ・災害救助法の適用は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等を行う。 ・災害救助法による救助は、災害に対して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的救助である。</p>
取り組み状況	市町村において避難所を指定(避難場所は、市町村地域防災計画に規定)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所には、耐震性を有していなモノや津波の浸水地域にあるものが多くあるため、地震発生時に使用できず、避難所が不足することが懸念される。 ・避難所で対処すべき事項は、食料や飲料水などの提供から各種情報の提供、衛生管理、避難者の健康管理、プライバシーの保護など多岐にわたるため、施設管理者と避難者や自主防災組織等が協力して運営にあたることが不可欠である。このため、事前の対策として、運営マニュアルの整備や避難所の運営訓練、生活体験訓練の実施などが必要である。 ・過去の震災においては、避難所のトイレが大きな問題となっており、避難者数に対応したトイレの用意や衛生的な管理運営ができるか懸念される。 ・公立小中学校のほとんどが、避難所に指定されており、長期間にわたって校舎を使用した場合、子どもの教育に支障が生じることが想定されるため、避難所での生活が長期化しないよう、早急に応急仮設住宅を設置することが必要である。 ・要援護者(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。)が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所(「福祉避難所」という。)を、確保する必要がある。
その他	本県の避難所への避難者数 258,870人(うち家屋損壊によるもの117,523人、断水によるもの141,347人)【第2次高知県地震対策基礎調査】